



# 事業計画の概要

■ 事業全体の概要

|            |         |  |
|------------|---------|--|
| 現在実施している事業 | 産業廃棄物部門 | 産業廃棄物の収集・運搬業・処分業、リサイクル                                       |
|            | 解体工事部門  | 建設解体一般、空調機関係の特殊工事、内装解体・仕上げ作業一式、アスベスト除去作業、建造物の新築、改修、解体に伴う各種工事 |
|            | スクラップ部門 | 非鉄金属及び鉄スクラップの収集・運搬、リサイクル                                     |
|            | プラント部門  | プラント設備の設計、製作、施工 など   |

■ 事業の全体計画

|          |   |
|----------|---|
| 事業全体的な計画 | 地球環境の保全が世界人類の最重要課題であることを深く認識し、当社は事業活動のあらゆる面で環境保全に配慮した行動をする事により、地球生態系と共生して、持続的に成長・発展する経済社会の実現に貢献します。 |
|----------|---|

■ 産業廃棄物収集運搬事業

|               |   |
|---------------|---|
| 収集運搬業で取り扱うごみ種 | ①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類（石綿含有廃棄物を含む）⑥木くず<br>⑦繊維くず ⑧ゴムくず ⑨金属くず ⑩ガラス・コンクリート及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物を含む）<br>⑪がれき類（石綿含有廃棄物を含む）（積替え又は保管を含む） |
|---------------|---|

|           |  |                  |                    |        |
|-----------|--|------------------|--------------------|--------|
| 予定計画運搬量   | ①汚泥  | 0.1 t            | ⑦繊維くず              | 5 t    |
|           | ②廃油  | 0.1 t            | ⑧ゴムくず              | 0.1 t  |
|           | ③廃酸  | 0.1 t            | ⑨金属くず              | 1363 t |
|           | ④廃アルカリ   | 0.1 t            | ⑩ガラス・コンクリート及び陶磁器くず | 524 t  |
|           | ⑤廃プラスチック類  | 663 t            | ⑪がれき類              | 105 t  |
|           | ⑥木くず   | 211 t            | ⑫紙くず               | 5 t    |
| 取り扱う容器の種類 | コンテナ（4㎡、6㎡、8㎡、12㎡、38㎡）、ドラム缶（200ℓ）、<br>ペール缶（20ℓ）、パレターナ（1.7m <sup>3</sup> ）、鉄箱（1㎡、2㎡）、<br>フレコン（1㎡）                         |                  |                    |        |
| 車両の用途     | 取り扱う廃棄物の登録車両を用い、廃棄物の種類・品目・形状に応じて、適切な車両を使用する。<br>車両は、排ガス対策として順次、入れ替えていく。  |                  |                    |        |
| 事業体制      | 業務時間   | 原則 8：00～17：00    |                    |        |
|           | 休業日  | 原則 日曜・盆・祝祭日・年末年始 |                    |        |
| 安全管理      | ・ 朝礼にて毎朝注意事項確認   |                  |                    |        |
|           | ・ 毎朝の車両チェック  |                  |                    |        |
|           | ・ 定期的な緊急時の対応訓練   |                  |                    |        |
| 環境保全措置    | 産業廃棄物収集運搬  |                  |                    |        |
|           | 1 飛散・流出対策 運搬中の荷崩れによる廃棄物の飛散、流出、漏れ、破損を防止するため、ロープ掛け、シート掛けを確実に行う。<br>2 悪臭対策 産業廃棄物 取り扱う廃棄物の種類、品目、形状に応じて適切な容器を使用して、悪臭の漏洩を防止する。 |                  |                    |        |

## ■ 環境方針

### <基本方針>

地球環境の保全が世界人類の最重要課題であることを深く認識し、当社は事業活動のあらゆる面で環境保全に配慮した行動をする事により、地球生態系と共生して、持続的に成長・発展する経済社会の実現に貢献します。

### <環境方針>

1. 自社内にリサイクルシステムを整備し「工場に入ってくるときは廃棄物、出ていくときは資源」を実現し、循環型社会の実現に努力します。
2. 事業活動全般において、継続的な取り組みとして、環境負荷の削減に努めるとともに、環境配慮に努めます。
  - ① 電力、軽油の消費にともなう二酸化炭素排出量に削減
  - ② 水の使用量（排出量）の削減
  - ③ 廃棄物排出量の削減による再資源化の拡大
  - ④ 産業廃棄物の収集運搬、処分における環境配慮に努めます。
  - ⑤ 解体工事における環境配慮に努めます
  - ⑥ グリーン商品購入の推進
3. 環境関連の法律、条令、協定などを遵守し、確実な環境保全に努めます。
4. 地域社会とのコミュニケーションを図り、地域社会の生活環境保全に努めます。
5. この環境方針は全社員に周知、徹底させるとともに、一般にも公表します。

制定日 : 平成28年 5月10日

改定日 : 平成29年 4月10日

株式会社 森商会

代表取締役



森 光昭

■ 環境活動計画及び環境活動計画の取組結果とその評価・次年度の取組内容

| 活動内容 (手段) | 担当責任者                               | 施行期間<br>実施期間 | 実施状況       | 施行期間<br>全体評価 | 2019年度実施計画        |               |   |   |   |   |       |    |      |   |   |   |  |
|-----------|-------------------------------------|--------------|------------|--------------|-------------------|---------------|---|---|---|---|-------|----|------|---|---|---|--|
|           |                                     |              |            |              | 2019年             |               |   |   |   |   | 2020年 |    |      |   |   |   |  |
|           |                                     |              |            |              | 4                 | 5             | 6 | 7 | 8 | 9 | 10    | 11 | 12   | 1 | 2 | 3 |  |
| 購入電気の削減   | 1. 不使用照明の消灯                         | 各部門長         | ←→         | ○            | ○<br>全体継続         | ←→            |   |   |   |   |       |    |      |   |   |   |  |
|           | 2. 空調を冷房28℃暖房20℃を基本に調整              | 各部門長         | ←→         | ○            |                   | ←冷房→          |   |   |   |   |       |    | ←暖房→ |   |   |   |  |
|           | 3. 空調のフィルター清掃・点検                    | 各部門長         |            | —            |                   | ←→            |   |   |   |   |       |    | ←→   |   |   |   |  |
|           | 4. O A 機器のセーブモード設定 (調査から実施まで)       | 各部門長         |            | —            |                   | ←→<br>調査 ⇒ 実施 |   |   |   |   |       |    |      |   |   |   |  |
|           | 5. L E D 照明への切替                     | 環責           | ←→         | ○            |                   | ←→            |   |   |   |   |       |    |      |   |   |   |  |
|           | 6. 照明スイッチの数と取付位置の確認→改善              | 各部門長         | ←→         | △            |                   | ←→<br>調査 ⇒ 実施 |   |   |   |   |       |    |      |   |   |   |  |
| 軽油使用量の削減  | 1. エコドライブの再確認と全員実行                  | 各部門長         | ←→         | △            | △<br>全体継続         | ←→            |   |   |   |   |       |    |      |   |   |   |  |
|           | 2. タイヤの空気圧チェックと記録                   | 各部門長         | ←→         | ○            |                   | ←→            |   |   |   |   |       |    |      |   |   |   |  |
|           | 3. 定期車両整備を記録                        | 各部門長         | ←→         | ○            |                   | ←→            |   |   |   |   |       |    |      |   |   |   |  |
|           | 4. 低燃費車への切替                         | 社長           | 更新時        | ×            |                   | ←更新時→         |   |   |   |   |       |    |      |   |   |   |  |
| 廃棄物削減     | 1. 分別の徹底                            | 事務担当者        | ←→         | ○            | △<br>全体継続         | ←→            |   |   |   |   |       |    |      |   |   |   |  |
|           | 2. 再使用、再利用の徹底                       |              | ←→         | ○            |                   | ←→            |   |   |   |   |       |    |      |   |   |   |  |
|           | 3. ペーパーレス化の推進                       |              | ←→         | △            |                   | ←→            |   |   |   |   |       |    |      |   |   |   |  |
| 水使用量削減    | 1. 朝礼活用、節水呼びかけ                      | 各部門長         | ←→         | ○            | △<br>全体継続         | ←→            |   |   |   |   |       |    |      |   |   |   |  |
|           | 2. 節水コマの導入可能蛇口調査、取付                 | 各部門長         | ←→         | ×            |                   | ←→            |   |   |   |   |       |    |      |   |   |   |  |
|           | 3. 年に2回漏水点検                         | 事務担当者        | ←→         | ○            |                   |               |   |   |   |   |       | ↔  |      |   |   |   |  |
| ン         | 1. 物品購入時ネットで検索                      | 事務担当者        | ←→<br>使用開始 | ○            | ○<br>購入必要時<br>購入可 | ←→<br>年内3品目   |   |   |   |   |       |    |      |   |   |   |  |
| 環境配慮活動    | 1. 収集運搬、処分<br>①エコドライブの励行            | 各部門長         | ←→         | △            | ○<br>全体継続         | ←→            |   |   |   |   |       |    |      |   |   |   |  |
|           |                                     |              | ←→         | ○            |                   | ←→            |   |   |   |   |       |    |      |   |   |   |  |
|           | 2. 解体工事<br>①計画前の現場環境調査と工事前の近隣への工事説明 | 各部門長         | ←→         | ○            |                   | ←→            |   |   |   |   |       |    |      |   |   |   |  |

## ■ 環境関係法規等の遵守状況の確認

状況確認日

平成 31年 4月 1日

環境関連法規の違反はありません。  
また、関係当局より違反等の指摘は過去3年ありません。  
関連法規一覧表とその確認結果は下記の通りです。

### 《《 一般的な努力義務を定めている法律 》》

※遵守状況・・・○ ×で記入 ×報告書添付の事

| 区分<br>法律<br>条例 | 法令などの名称      | 規制の内容  | 対応内容   | 遵守状況 |
|----------------|--------------|--|--|------|
| ○              | 環境基本法        | 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること                                  | 廃棄物の適正処理と製品等の使用、<br>廃棄による環境への負荷の低減の措置、<br>再生資源等の利用に努める。<br>環境保全に努める。<br>環境への負荷の低減に努める。 | ○    |
| ○              | 循環型社会形成推進基本法 | 環境保全活動を推進し、<br>健康で文化的な生活の確保をする事<br>①廃棄物等の発生の抑制<br>②循環資源の循環的な利用<br>(再使用、再生利用、熱回収)の促進<br>③適正な処分の確保により、天然資源の<br>廃棄物処理法の適切な運用を図るために制定された | ・循環資源(廃棄物等のうち有価な物)<br>を適正に処分<br>・RPFによる廃棄物等の固形燃料化                                      | ○    |
| ○              | グリーン購入法      | 市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入することによって   | 必要なものを必要な量だけ買う<br>使い捨てでなく長く使えるものを選ぶ<br>リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ                    | ○    |

◀ 遵守しない場合、罰則規定がある法律 ▶

| 区分<br>法<br>律<br>条<br>例 | 法令などの名称  | 規制の内容   | 対応内容  | 遵守状況 |
|------------------------|--|---|---|------|
| ○                      | 建設リサイクル法<br>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律  | 分別解体や資材の再資源化の義務付け<br><br>生活環境の保全及び経済の健全な発展な寄与<br><br>解体工事業の登録   | 施工方法に関する基準に従って分別解体等をする。<br><br>再資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。<br><br>・工事の事前届出<br>対象建設工事<br>建築物の解体 延床面積 80m <sup>2</sup> 以上<br>対象建設資材廃棄物<br>①コンクリート<br>②コンクリート及び鉄から成る建設資材<br>③木材 ④アスファルト、コンクリート<br><br>管轄する都道府県知事の登録、または建設業の許可<br>技術管理者を選任し、技術管理者に工事の施工に従事する者の監督をする。<br>現場ごとに標識を掲げる。  | ○    |
| ○                      | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律   | 第14条第1項の許可を受けること<br>1.産業廃棄物収集運搬業許可<br>各許可地域<br>2.産業廃棄物処分業許可<br>①川崎市<br>廃棄物を処分するために保管される場所の適正・保管量の適正   | 各許可地域によって異なる(別紙あり)<br>運搬車に社名、許可番号(下6桁)表示<br>積替保管許可はがれき類のみ<br><br>破碎、圧縮固化施設 適正処理   | ○    |
|                        | ※目的<br>特定建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進すると同時に、解体が適切に行われる事により再生資源が十分に利用され廃棄物の減量化等をすすめること  | 第12条第4項<br>1.委託契約の規準  | ・委託する産廃の種類、数量<br>・排出場所<br>・有効期限(開始日、終了日)<br>・委託者が受託者に支払う料金<br>・受託者の事業区分と種類<br>・運搬の最終目的地(積替保管の有無)<br>・処理施設の所在地、処理方法、能力<br>・最終処分の所在地、処分方法、能力  | ○    |
|                        | ・処理とは、収集、運搬、処分、再生をいう。<br>処分とは中間処理及び最終処分をいう。<br>中間処理とは、焼却、脱水、破碎、圧縮、再生等をいう。最終処分の前段階で、物理的、化学的、生物的等の方法により廃棄物の形状、概観、内容等を変化させる事。<br>最終処分とは、埋立処分、海洋投入処分及び再生をいう。 | 第12条の3<br>1.産業廃棄物管理票(マニフェスト)<br>全ての産業廃棄物にマニフェスト制度<br>排出事業者が最終処分までの処理が適正に行われる為に必要な措置を講ずるよう努める義務<br>第12条の第4第2項<br><br>第14条第2項及び第7項<br>1.優良産廃処理業者の認定制度<br>処理業の許可の有効期間が7年となる優れた能力及び実績を有するものの基準を定める<br>2.収集運搬業許可の合理化 | 受託業務終了日からの送付期限...別表<br>交付日からの送付期限...別表<br>5年間の保存義務<br>産業廃棄物管理票交付等状況報告書<br>4/1~3/31の1年間の実績を事業場単位で6/30までに提出<br>産業廃棄物の運搬受託者又は処分受託者は、マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。<br><br>・事業停止命令不利益処分を受けてないこと<br>・法人情報、事業計画等をネットで公表、更新<br>・ISO14001、エコアクション21等の認証<br>・電子マニフェスト利用が可能<br>・自己資本比率が10%以上、法人税を滞納してない。<br>・原則として47都道府県知事の許可を受けなければならない<br>・ISO14001、エコアクション21の許可廃止、エコアクション21 許可取得 | ○    |
|                        |  | 第21条第3項<br>1.建築廃棄物にかかる処理責任  | 工事に伴う廃棄物の処理については、その工事の元請人が産業廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有する   |      |

| 区分<br>法<br>案<br>律<br>例 | 法令などの名称  | 規制の内容  | 対応内容   | 遵守状況 |
|------------------------|--|--|--|------|
| ○                      | 家電リサイクル法<br>特定家庭用機器再商品化法<br><br>※目的<br>廃棄物の減量化により、資源の有効利用を進めること        | 廃棄物の適正処理、資源の有効利用、<br>生活環境の保全<br>①エアコン<br>②ブラウン管テレビ・液晶プラズマテレビ<br>③冷蔵庫・冷凍庫<br>④洗濯機・衣類乾燥機                                     | 指定処分業者への確な運搬<br>家電マニフェストをもらって来る<br>産業廃棄物の収集運搬の許可を得ているので<br>特定家庭用機器廃棄物の収集運搬は可能である   | ○    |
| ○                      | 自動車NOx・PM法<br>自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法           | 二酸化窒素及び浮遊粒子物質による大気汚染に係る環境基準の確保、健康保護、生活環境保全<br>ディーゼル車の排出基準が定められ、基準に適合しない車は、対策地域首都圏(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)愛知、三重圏、大阪、兵庫圏では車両規制がある。 | ①ガソリン車並の排出規準<br>②最新のディーゼル車の排出規準<br>ディーゼル車排出基準<br>2.5t以下 Nox:0.63g/km PM:0.06g/km<br>2.5t～3.5t Nox:5.9g/kWh PM:0.175<br>3.5t超 Nox:5.9g/kWh PM:0.49g/kWh<br>対象車両: 0台 | ○    |
| ○                      | 自動車に関する規制等   | 8都府県条例 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 さいたま市 千葉市 川崎市 横浜市<br>生活環境(大気汚染)を改善するために、<br>自動車からの窒素酸化物等の排出量の削減に努める                                | 指定装置を装着<br>低公害車として指定された自動車には、<br>八都府県指定低公害車証を貼付することができる  |      |
| ○                      | フロン排出抑制法<br><br>フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全般に対して包括的な対策を実施するため、フロン回収・破壊法を改正   | 第1種特定製品(業務用のエアコンや冷凍冷蔵庫)に対してフロン類を充填又は回収を業として行う場合、事業を行う都道府県の登録が必要<br><br>充填の基準、回収の基準に従う<br><br>所有者が機器を適切に管理する必要              | 登録都道府県への更新 5年更新<br>年度毎に整備時の充填台数、量<br>回収台数、量等を都道府県に報告<br>(4/1～3/31迄分を5/15迄に報告)<br>再生、破壊業者への引渡し義務<br>冷媒フロン類取扱技術者が行うか立ち会う<br>再生証明書・回収証明書交付の義務<br>機器の点検の実施(履歴の保存)      | ○    |
| ○                      | 高圧ガス保安法<br>高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、公共                                    | 高圧ガスの使用、保管<br>工場、現場で溶接、溶断に使うアセチレンガス・酸素ガス・プロパンガス(LPG)   | 各種高圧ガスの安全な取扱<br>高圧ガス保管場所と管理方法  | ○    |
| ○                      | 騒音規制法<br><br>※目的<br>工場、事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音を規制することにより生活環境を保全する | 工場、解体工事に伴い発生する騒音の必要な規制   | せん断機、機械プレス<br>使用する機械等の低騒音車の使用<br>仮囲い養生を行い外部に漏れる音を防ぐ<br>作業員への教育<br>特定建設作業を行う場合、作業開始の7日前までに、市町村長に届ける   | ○    |
| ○                      | 振動規制法<br>生活環境の保全、健康の保護   | 工場、解体工事に伴い発生する振動の必要な規制   | せん断機、機械プレス<br>作業員への教育<br>特定建設作業を行う場合、作業開始の7日前までに、市町村長に届ける  | ○    |

| 区分<br>法律<br>条例 | 法令などの名称   | 規制の内容   | 対応内容   | 遵守状況 |
|----------------|---|---|--|------|
| ○              | 道路運送車両法<br>安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進すること | 自動車の登録の規定<br>使用者の点検及び整備の義務<br>安全性、保安上および公害防止上の技術基準<br>定期点検整備、整備管理者の選任など自主的整備の規定   | 車検 有効期限の確認<br>日常・定期点検  | ○    |
| ○              | 通行禁止道路通行許可<br>道路交通法第8条第2項   | やむを得ない理由のある車両が、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行する行為  | 管轄警察署  | ○    |
| ○              | 道路占用<br>(道路法第32条)<br>道路使用<br>(道路交通法)  | 道路やその上空・地下に、物を設置して継続的に使用する場合は許可<br>道路において工事、作業等、道路交通以外の使用をする場合  | 道路管理者又は所轄警察署長<br>第三者通路の確保<br>交通誘導員の配置、安全確保   | ○    |
| ○              | 電気事業法   | 事業用電気工作物の維持、運用に関する<br>保安確保  | 破碎、圧縮固化施設、圧縮、切断施設<br>変電施設の定期点検   | ○    |
| ○              | 労働安全衛生法   | 労働災害の防止及び最低基準を守り<br>労働者の安全、健康の確保  | 危険、健康阻害の防止措置<br>定期健康診断、教育、労災上掛保険加入   | ○    |
| ○              | 浄化槽法<br>※目的<br>適切な処理を図り、生活環境<br>保全及び公衆衛生の向上   | 法定検査、保守点検、清掃の義務   | 法定検査 年1回(全ばつき槽 10人槽)<br>保守点検 年4回 7、10、1、4月<br>清掃 毎月  | ○    |
| ○              | 大気汚染防止法<br>※目的<br>国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全する  | 一般粉じんに係る規制:破碎機や堆積場等の一般粉じん発生施設の種類ごとに定められた構造・使用・管理に関する基準<br>特定粉じん(石綿)に係る規制:吹付け石綿等が使用されている建築物その他の工作物を解体・改造・補修する作業における集じん等の作業基準<br>工事:労働基準局、役所<br>石綿作業主任者技能講習又は特定化学物質等作業主任者講習を修了した者<br>石綿等の粉じんによる汚染や、吸入しないように作業方法の決定や指揮をし、<br>保護具の使用状況の監視をすること。尚、作業方法の例としては湿潤化・<br>隔離の要領・立入禁止区域の決定などがある |  | ○    |
| ○              | 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例   | 指定事業所としての役所への届出<br>アスベスト対策の強化   | 指定施設の届出<br>・動力プレス機(加圧能力が98キロニュートンを超えるものに限る。)<br>・せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。)<br>・破碎施設(原動機の定格出力が1.0kW以上、1.0kW未満の樹脂用破碎施設にあっては、0.75kW)以上であるものに限る。<br>・事前調査の徹底 | ○    |



## ■ 環境目標

### (1) 試行期間（平成30年4月～3月）の環境目標

| 目標項目                |        | 基準期間<br>H29年4月～3月  |         | 試行運用期間<br>H30年4月～3月        |        |
|---------------------|--------|--------------------|---------|----------------------------|--------|
|                     |        | 単位                 | 基準値     | 目標値                        | (削減率)  |
| CO <sub>2</sub> 排出量 |        | Kg-CO <sub>2</sub> | 663,723 | 843,873                    | ×      |
| 内<br>訳              | 購入電力量  | Kwh                | 340,976 | 454,656                    | ×      |
|                     | 軽油A使用量 | ℓ                  | 67,062  | 92,807                     | ×      |
|                     | 軽油B使用量 | ℓ                  | 120,235 | 141,260                    | ×      |
| ※ 廃棄物排出量            |        | t                  | 1.22    | 1.21                       | (1%削減) |
| 水使用量                |        | m <sup>3</sup>     | 1708    | 2637                       | ×      |
| グリーン購入の拡大           |        | 品目数                | 3       | 3                          |        |
| 収集運搬・処分<br>における環境配慮 |        | —                  |         | エコドライブの励行<br>収集先の作業の後始末    |        |
| 解体工事時の環境配慮          |        | —                  |         | 計画前の現場環境調査と<br>工事前の近隣挨拶、説明 |        |

注1： 購入電力のCO<sub>2</sub>排出係数は、東京電力平成26年度の実係数0.505kg CO<sub>2</sub>/kwhを使用した

注2： 軽油Aは工場内重機での使用軽油であり

軽油Bは収集運搬車での使用軽油である

軽油の排出係数は0.0687kg CO<sub>2</sub>/MJ

単位発熱量は38.2 MJ/ℓを使用した

※ 自社発生/排出物は一般廃棄物のみである

## ■ 環境目標

### (2) 基準年の環境負荷と今後の環境目標

| 目標項目                   | 基準（実績）          | 年度目標            | 中期目標            |                 |
|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                        | 29年度            | 30年度            | 31年度            | 32年度            |
|                        | 29年4月～<br>30年3月 | 30年4月～<br>30年3月 | 31年4月～<br>32年3月 | 32年4月～<br>33年2月 |
| CO2排出量<br>(kg/CO2)     | 663,723         | 前年比1%削減         | 前年比1%削減         | 前年比1%削減         |
| 購入電力 (kwh)             | 340,976         | 前年度目標           | 前年比1%削減         | 前年比1%削減         |
| 軽油A (ℓ)                | 67.062          | 前年度目標           | 前年比1%削減         | 前年比1%削減         |
| 軽油B (ℓ)                | 120.235         | 前年比1%削減         | 前年比1%削減         | 前年比1%削減         |
| 廃棄物排出量 (t)             | 1.22            | 1.21            | 1.21            | 1.20            |
| 水使用量 (m <sup>3</sup> ) | 1.71            | 前年度目標           | 前年比1%削減         | 前年比1%削減         |
| グリーン購入(品数)<br>購入推進     | 3               | 3               | 6               | 9               |
| 収集運搬・処分<br>における環境配慮    | —               | 活動計画の実行         | 同左              | 同左              |
| 解体工事における<br>環境配慮       | —               | 活動計画の実行         | 同左              | 同左              |

注1：購入電力のCO2排出係数は東京電力平成26年度の実係数0.505kg・CO2/kwhを使用

注2：軽油A・BのCO2排出量算出には排出係数0.0687kg・CO2/MJ 単位

発生量38.2MJ/ℓを使用

## ■ 環境目標

### (3) 試行期間（1年間）の目標とその結果と評価

| 目標項目   | 基準値<br>(実績) | 試行期間<br>目標            | 試行期間<br>結果 | 達成度 |
|--|-------------|-----------------------|------------|-----|
| CO <sub>2</sub> 排出量<br>(kg・CO <sub>2</sub> ) | 663.72      | 657                   | 843,873    | ×   |
| 購入電力 (kwh)                                   | 340,976     | 340,976               | 454,656    | ×   |
| 軽油A (ℓ)                                      | 67,062      | 67,062                | 92,807     | ×   |
| 軽油B (ℓ)                                      | 120,235     | 119,033               | 141,260    | ×   |
| 廃棄物搬出量<br>(t)                                | 1.22        | 1.21                  | 1.21       | ○   |
| 水使用量 (m <sup>3</sup> )                       | 1708        | 1708                  | 2637       | ×   |
| グリーン購入(品数)<br>購入推進                           | 3           | 3                     | 3          | ○   |
| 収集運搬・処分<br>における環境配慮                          | —           | エコドライブの励行<br>収集現場の後始末 | △          | △   |
| 解体工事における<br>環境配慮                             | —           | 事前環境調査と<br>近隣への工事説明   | ○          | ○   |

#### ( 評価 )

- ① CO<sub>2</sub>総排出量は目標未達である。この主たる原因は産廃物収集・運搬量の増加による軽油使用量の増加である。
- ② 購入電力は目標未達である。この主たる原因は大川町工場の立ち上げに伴い電気ユニボ導入のため
- ③ 軽油A・B共に未達である。これは収集・運搬量の増加によるものである。
- ④ 水の使用量は目標未達。
- ⑤ その他の項目は順調に進んでいる